

生活保護世帯児童・生徒就学援助事業実施要綱

（趣旨）

第1条 県は、県内の実施機関（政令指定都市を除く。）において生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（以下、「世帯」という。）に属する学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下、同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下、同じ。）に在学する児童及び生徒の健全な育成を図るとともに、児童及び生徒の属する世帯の自立助長を図るため、当該世帯の世帯主に対し、修学旅行に要する経費（以下、「修学旅行準備金」という。）として、毎年度予算の範囲内において、この要綱に定めるところにより援護金を支給するものとする。

（支給対象者及び支給額）

第2条 修学旅行準備金は、生活保護を受給中（保護停止中である場合を含む。）の世帯の世帯主を支給対象者として、次の表の区分に応じ、それぞれ支給額欄に定める金額を支給する。

この場合、「修学旅行」とは宿泊を伴うものとし、林間学校、臨海学校及び遠足等を含まないものとする。

なお、世帯主または世帯員が埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員である場合については、支給の対象外とする。

区 分	支 給 額
小学校に在学する児童	1人につき7,000円
中学校に在学する生徒	1人につき11,000円

（支給申請）

第3条 第2条に該当する者は、修学旅行準備金支給申請書（様式第2号）及び修学旅行準備金の振り込みに係る通帳の写しを、市在住の者にあつては市福祉事務所を經由して県福祉部社会福祉課へ、町村在住の者にあつては県福祉事務所へ提出することにより、埼玉県知事に対し申請を行うものとする。

（名簿等の作成及び提出）

第4条 市福祉事務所長は、修学旅行準備金の支給対象者から、様式第2号に定める申請書の提出を受けた場合は、小学生、中学生の別ごとに様式第1号による名簿を作成し、様式第2号を添付して、次に定める期日までに県福祉部社会福祉課長（以下、「課長」という。）に提出するものとする。

区 分	提出期限
4月～6月参加予定者	4月10日
7月～9月参加予定者	6月5日
10月～12月参加予定者	9月5日
1月～3月参加予定者	12月5日

2 市福祉事務所長は、第1項の規定により提出した名簿について、次の各号に該当する場合は、速やかに課長に報告するものとする。

- (1) 保護の開始、廃止、転出、死亡等により対象者の追加又は削除を要するとき
- (2) その他記入事項の修正を要するとき

3 県福祉事務所長は修学旅行準備金の支給対象者数（当該年度実績及び翌年度見込）について、様式第3号による書類を作成し、4月10日までに課長に報告するものとする。

（交付決定等）

第5条 課長は、前条第1項の規定により、市福祉事務所長から名簿等の提出を受けたときは、名簿等の提出を受けた月の翌月の初日までに修学旅行準備金の支給の適否を決定し、市福祉事務所長に通知するものとする。

2 県福祉事務所長は、修学旅行準備金の支給対象者から申請書の提出を受けた場合は、その月の翌月の初日までに支給の適否を決定するものとする。

（支給方法等）

第6条 市部における修学旅行準備金の支給は原則として口座振込により行うこととし、その具体的な支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 課長は、前条第1項の規定により支給を決定した支給対象者に関する修学旅行準備金を、支給対象者から申出のあった口座に送金する。
- (2) 市福祉事務所長は、支給対象者に対し事業の趣旨を説明したあいさつ文を交付し、事業の適正な実施を図る。

2 郡部における修学旅行準備金の支給方法は、口座振込により行うこととし、その具体的な支給方法は、次のとおりとする。

ただし、支給対象者等の事由により、口座振込による支給が困難な場合には、資金前渡により行うこととする。

(1) 口座振込による方法

- ア 課長は、第4条第3項の規定により県福祉事務所長から報告のあった見込みに基づき、年度当初に一年度分の必要額を県福祉事務所に令達する。

イ 県福祉事務所長は、前条第2項の規定により支給を決定した支給対象者に関する修学旅行準備金を、支給対象者から申出のあった口座に送金する。

ウ 県福祉事務所長は、支給対象者に対し事業の趣旨を説明したあいさつ文を送付し、事業の適正な実施を図る。

(2) 資金前渡による方法

ア 県福祉事務所長は、管内の町村長を修学旅行準備金に関する資金前渡担当者に指定し、前条第2項の規定により支給を決定した支給対象者に関する修学旅行準備金を、当該町村長に対して隔地払いの方法により交付する。

イ 修学旅行準備金の交付依頼を受けた町村長は、交付依頼書に基づいて支給対象者に修学旅行準備金を交付する。

ウ 本号に定める指定及び交付の手続き等については、別に定める「生活保護世帯生徒就学援助事業実施要綱による援護金を町村長に依頼して交付する場合の事務手続要領」によるものとする。

(使用目的について)

第7条 市福祉事務所長及び県福祉事務所長は、修学旅行準備金が必要の趣旨に従って使用されるように、支給対象者を指導するものとする。

2 修学旅行準備金が必要の趣旨に従って使用されるときは、保護の実施要領による「収入として認定しないもの」(次第8-3-(3)-エ、局第8-2-(4)、問第8の40)として取り扱うこと。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、修学旅行準備金の支給に関し必要な事項は、県福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和49年4月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行し、平成 16 年度の援護金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。